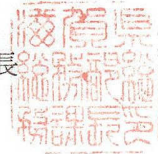


滋 総 第 920 号  
平成23年(2011年)7月11日

仰木の里まちづくり連合協議会  
代 表  様

滋賀県総務部総務課長



幸福の科学学園の学校建設に係る申し入れについて (回答)

2011年5月31日付けで申し入れのあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

○「大津市議会で採択された請願内容にもとづく地元住民との合意が形成されること」については、平成23年3月18日に大津市議会で採択された請願に基づき、平成23年4月27日付けで大津市長から学校法人に合意形成のための住民説明を行う要請書が出されています。一方、県においても、教育基本法第13条の規定により「学校、家庭および地域住民等は、(中略)相互の連携及び協力に努めるものとする」とされていますので、幸福の科学学園に対して住民のみなさんに十分説明するよう求めています。

○「建設予定地の防災上の安全性が証明されること」については、県は、学校設置認可において、文部科学省の「中学校(高等学校)設置基準」および県の「滋賀県私立中学校(高等学校)の設置認可等に関する審査基準」に基づき、校地、校舎、施設設備、立地条件などについて審査します。

○「私学審議会として公聴会を行うこと」については、学校の設置認可に関する案件は審査基準が定められており、基準に基づき審査することになりますが、その際、私立学校法第8条の規定によりあらかじめ私立学校審議会の意見を聴くこととされています。

○「滋賀県として学校設置主体としての適性を明らかにするため、幸福の科学学園および幸福の科学グループに関する社会的信用性を証明するための調査を行うこと」については、宗教法人幸福の科学は文部科学省、学校法人幸福の科学学園は栃木県の、それぞれ所轄法人となっています。